

平成29年11月24日

総務大臣

野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成29年9月29日付け諮問第3098号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第3条に基づく平成29年8月31日付け西企営第78号による西日本電信電話株式会社からの許可申請及び平成29年9月20日付けTCA支-208による一般社団法人電気通信事業者協会からの許可申請について総務大臣が許可した場合には、認可することが適当と認められる。